

流域下水道接続協議指針

1 目的

この指針は、維持管理要綱における「流域下水道接続管理基準」の細目について定めることを目的とする。

2 平面計画について

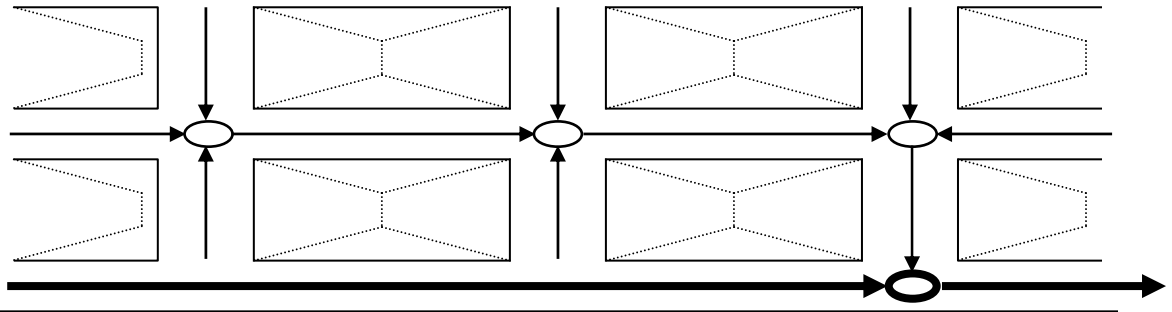
(1) 1 処理分区 N 接続点方式※は、下記について検討のうえ経済的な計画とする。

- 1) 極力並行管を廃する。
- 2) 公共下水道管渠（公共管）の管径を小さくする。
- 3) 流域下水道幹線管渠（流域管）、公共管の土被りを浅くする。
- 4) マンホールポンプを減らす。
- 5) 上流へ向かう「逆進性」を解消する。
- 6) 流域管の施工にあわせ、周辺地区の段階的な供用を図る。

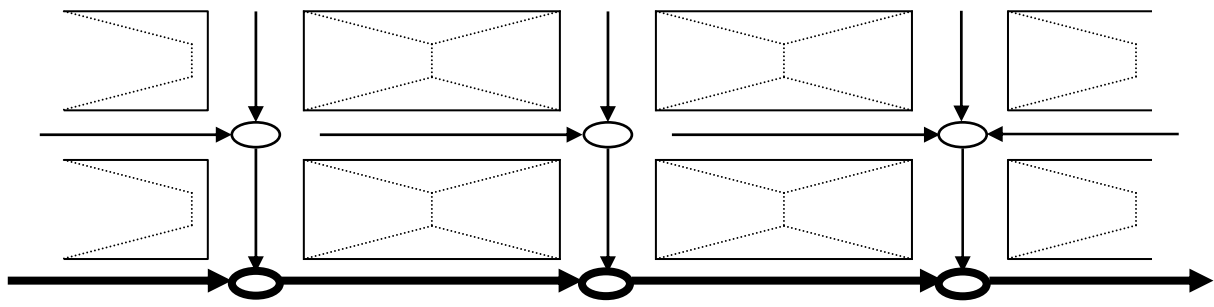
※ N 接続点方式：1 処理分区に 2 以上の接続点を設ける方式

(2) 比較検討にあたっては維持管理も考慮し、むやみに接続点を増やさない。

1) 基本形（1 処理分区 1 接続点）



2) (1) 1) ~ 6) に該当する場合（1 処理分区 N 接続点）



→○ 流域下水道施設
(流域管、県管理)

→○ 公共下水道施設
(公共管、市町村管理)

3 縦断計画

- (1) 管頂接合を原則とし、60cm以上の落差を生じる場合は副管流入構造、垂直管渠（ドロップシャフト形式）流入構造とし、構造の選定は「副管選定フロー」による。
- (2) やむを得ず流域管と公共管が併設、交差する場合は、離隔を30cm以上確保する。

4 マンホール構造について

- (1) 副管流入構造、垂直管渠（ドロップシャフト形式）流入構造の流入は1方向を原則とし、状況によりマンホール及び前後の流域管内部の防食を施工する。
- (2) 流域管内及びマンホール内流路（インバート）への汚水の垂直落下は認めない。

- (3) 流域管直上への公共下水道マンホールの設置は、原則として認めない。
- (4) 外副管構造において、落差の大きい場合、流入管渠勾配の大きい場合は極力飛散防止管を設置する。
- (5) 内副管、飛散防止管、垂直管渠（ドロップシャフト形式）がマンホール内を横断する場合、その位置は昇降に支障のない位置とし、流入管の構造は設計流量による荷重に耐えうる構造とする。
- (6) 維持管理を考慮し、インバート上部は人が立てるだけの空間を確保する（本管径が小さいとき、流路をまたぐ構造も可とする）。必要な空間が確保できない場合は、屈む場合等を想定して足掛金具の他取っ手等の設置を検討する。
- (7) 垂直管渠（ドロップシャフト形式）流入部、内副管・飛散防止管清掃用キャップの保守点検にあたり、設置位置が作業基面（インバート上部、中床板）より高い場合は、保守点検用の足掛金具を設置する。
- (8) 異物等の流入に備え、最終端マンホールへしきカゴの設置を原則とし、その設置について接続計画協議時に協議すること。

5 割込マンホールについて

- (1) シールド工法等でマンホール間の距離が長い場合、接続に際して経済的に有利であれば、流域管に割込マンホールを設けることができる。

6 接続工事について

- (1) 公共管の接続工事は、流域管と同時施工を原則とする。
- (2) 面整備の都合により、流域管工事が先行する場合も副管構造、マンホールサイズ、中床版の穴あけ、足掛金具の設置位置について十分調整を行い、外副管構造の場合は副管の立ち上がりまでを同時に施工する。

7 費用負担について

- (1) 費用負担は以下による。 ※ MH：マンホール

		流域	公共
設計費用	流域下水道が先行	○（接続構造を含む）	
	流域下水道と公共下水道が同時	○（流域MHのみ）	○（接続構造のみ）
	公共下水道が先行		○（流域MHを含む）
副管（飛散防止管を含む）工事費			○
副管構造に起因する流域下水道MHの変更に要する費用		○	○（既設MHの改造）
割込MH	流域管と同時施工	○	
	流域管竣工後に施工 （流域管の維持管理上）	○（必要な場合）	○（不要の場合）

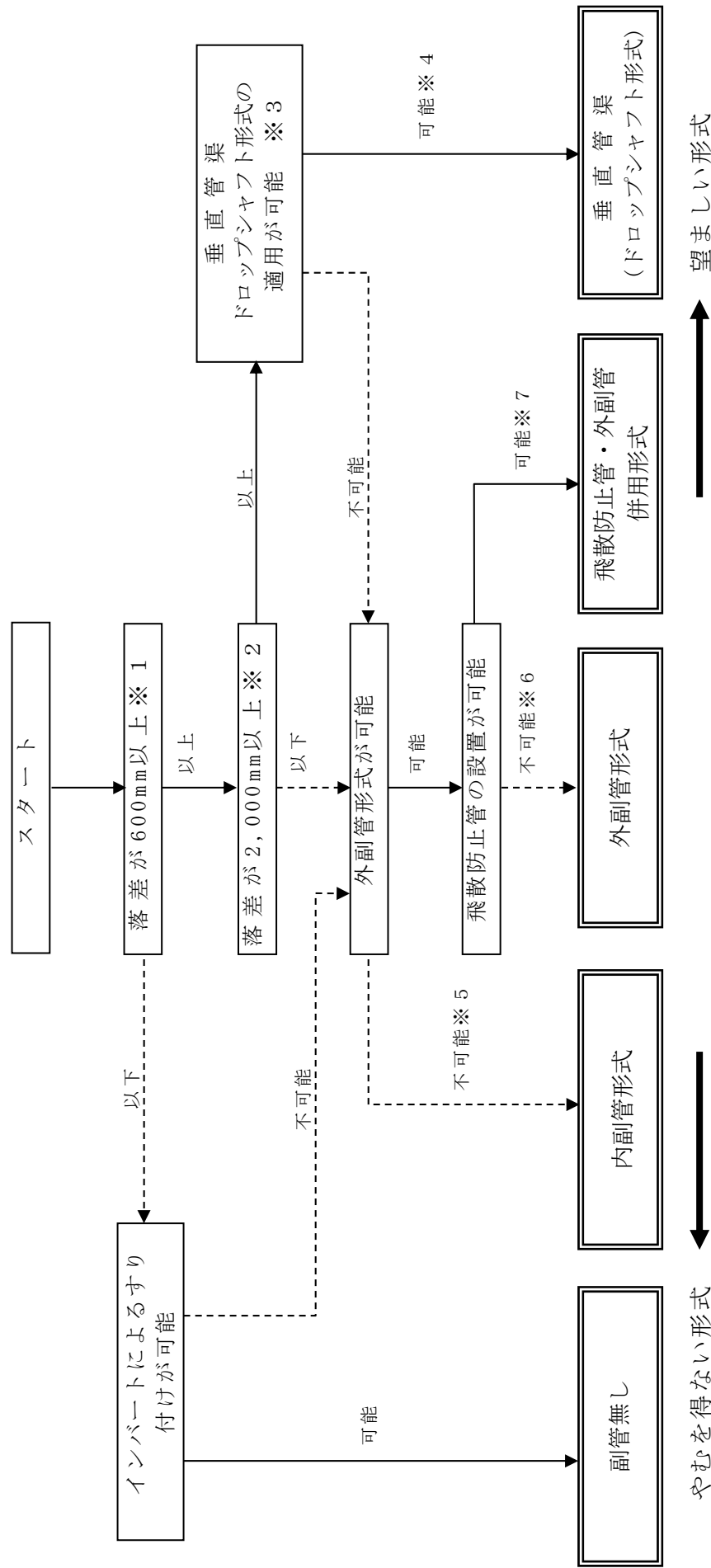
8 接続の手続きについて

- (1) 協議書類について
 - 1) 接続箇所番号（マンホール番号）は、平成11年度以降のマンホール番号に統一する。
 - 2) 着手予定年月日、完了予定年月日については、無理のない工期を設定する。
- (2) 協議図面について
 - 1) マンホール番号は平成11年度以降の番号に統一する。
 - 2) マンホール構造図は必ず添付すること。必要に応じて副管、インバートの詳細図も添付する。

9 下水道台帳について

- (1) 下水道台帳には接続位置、構造を明記する。
- (2) 既設の流域下水道マンホールに新たに接続した場合は、公共下水道管理者の負担により下水道台帳の修正を行う。

副管選定フロー



- ※1 管頂接合であっても、落差が600mm以上であれば副管構造とする。
- ※2 2,000mm未満であっても施工誤差により2,000mmを越える恐れがある場合はドロップシャフト形式を検討する。
- ※3 「らせん案内路式ドロップシャフトに関する設計資料（（財）下水道新技術推進機構）」による（設計流量・ドロップシャフト径・落差）。
- また、設計資料に適合しない場合も別途検討を行い、可能であればドロップシャフト形式を採用する。
- ※4 流入管の口径が200mm以下で、流入量がきわめて少ない場合は副管形式とすることができる。
- ※5 流域下水道マンホールが既設の場合、現場条件により必要な立坑が確保できない場合等。
- ※6 現場条件などにより、マンホール内の作業空間が確保できなくなる場合等。
- ※7 流入管の口径が200mm以下で、落差が1,000mm以下の場合、飛散防止管を省略することができる。